

＜資料 2＞

多様な媒体を活用した消費者問題啓発業務委託仕様書

1 業務の趣旨

悪質商法や特殊詐欺による被害を未然に防止するため、注意喚起の動画を作成するとともに、動画を活用して広く県民に対して周知を図る。

2 業務の内容

(1) 動画作成

悪質商法や特殊詐欺による被害を未然に防止するため、ア～オのとおり動画を作成するものとする。

ア 動画の長さ

- ・原則 15 秒とすること。
- ・15 秒以上の動画の作成を妨げるものではないが、15 秒以上とする場合は 30 秒の動画とすること。

イ 動画の内容

- ・下記の事例を基本とし、別途県との協議により作成するものとする。
- ・著名人の写真や名前が記載された「無料投資相談」のインターネット広告をクリックしたところ SNS のグループに誘われ登録した。すると、投資に関するマニュアルを購入するよう勧められ、高額だったものの購入してしまった。その後も、投資名目でお金を振り込んでしまった。（情報商材トラブル）

ウ 動画のイメージ

- ・イラスト及びテキスト等を主とした画面にナレーション、セリフ等の音声を付す形式とすること。
- ・主要なナレーションは字幕を表示するなど、音声聞き取れない場合でも主な内容を把握できるよう工夫すること。

エ 動画作成の要点

- ・誰にでも起こり得る身近な脅威として描写すること。
- ・「必ずもうかる」等のうまい話は信じず、疑うことを強調すること。
- ・消費者ホットライン「188（いやや）」を相談窓口として紹介し、視聴者に印象づける工夫をすること。

オ 動画作成の注意事項

- ・実在の事業者、団体（行政機関を除く。）又は個人の名称、氏名、映像及び画像を動画内で使用しないこと。
- ・実在の商品又は役務サービスについて、名称、映像及び画像を動画内で使用しないこと。
- ・架空の事業者、団体又は個人として演者を出演させる場合は、動画の公開、使用又は複製に関して条件が付されないものとする。
- ・作成した動画は、県民生活課 YouTube チャンネルでの配信等の二次利用も見込まれることから、二次利用に際して特段の手続きのないものとする。

(2) ウェブ広告の実施

(1) で作成した動画の活用も含め、ア～キのとおりウェブ広告を実施するものとする。

ア 広告内容

- ・秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」内のサイトに関する内容とすること。

(a) コンテンツ番号 81853

U R L <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/81853>

(b) コンテンツ番号 86287

U R L <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/86287>

(c) コンテンツ番号 64661

U R L <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/64661>

イ 広告手法

- ・ア(a)～(c)のサイト閲覧を促進するため、当該サイトにリンクする広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告、SNS広告等のうち1つ以上）を実施すること。
- ・(1) で作成した動画を活用したY o u t u b e インストリーム広告を実施すること。

ウ バナー画像の作成

- ・ア(a)～(c)のサイトに誘導するためのバナー画像を、ア(a)～(c)の内容に即して作成すること。
 - (a) コンテンツ番号81853に誘導するためのバナー画像
 - (b) コンテンツ番号86287に誘導するためのバナー画像
 - (c) コンテンツ番号64661に誘導するためのバナー画像

エ 配信期間

- ・最長で動画公開から令和8年2月28日までとする。ただし、広告効果を考慮して、当該期間のうち一定の期間を定め集中的に広告を配信することができるものとするが、60日間は確実に実施すること。

オ 配信対象

- ・秋田県内とすること。

カ 目標設定

- ・広告の表示回数の目標値は、年60万回以上とする。

キ 効果測定

- ・広告実施期間中、県の求めに応じて、インプレッション数やクリック数、リーチ数、閲覧者の年齢、性別等の情報を集計・分析したレポートを、媒体ごとに県に報告すること。また、運用方法等に課題があると判断した場合は、改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。
- ・広告実施後、インプレッション数やクリック数、リーチ数、閲覧者の年齢、性別等の情報を集計・分析したレポートを、媒体ごとに県に報告すること。

(3) 動画の映画館上映（シネアド広告）の実施

(1) で作成した動画を活用し、ア～エのとおりシネアド広告を実施するものとする。

ア 上映先

- ・ T O H O シネマズ秋田及びイオンシネマ大曲とする。

イ 上映期間

- ・ 最長で令和 8 年 2 月 2 8 日までとし、6 ヶ月（2 6 週間）以上は確実に実施すること。

ウ 上映スクリーン

- ・ 上映先の全スクリーンで実施すること。

エ 県への報告

- ・ 広告実施期間中において県の求めに応じて、動画上映回数等を報告すること。
- ・ 広告実施後、上映先ごとの動画上映回数等を報告すること。

3 成果品の提出

① 2（1）により作成した動画のデータ

- ・ M P 4 形式として、C D - R 又は D V D - R 等の媒体により県に提出すること。
- ・ D V D - V i d e o 形式として、D V D - R の媒体により県に提出すること。

② 2（2）ウにより作成したバナー画像等データ

- ・ P D F 形式として、C D - R 又は D V D - R 等の媒体により県に提出すること。

4 県への報告等

(1) 受託者は、契約締結後、委託契約書及び仕様書に基づき、県に対して次に掲げる事項について文書により提出するものとする。

ア 委託業務実施計画

- ・ 動画作成予定、ウェブ広告開始・終了時期、シネアド広告開始・終了時期等のスケジュール予定を含む内容とする。

イ 業務完了の報告

- ・ ウェブ広告の効果測定結果のほか、効果検証に資する内容を含むものとする。

(2) 県は、受託者の委託業務の実施状況について、上記報告事項のほか、必要な報告を求め、委託業務の実施に関して調査を行い、必要な指示を与えることができるものとする。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託について

ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は書面により、あらかじめ県の承認を得ること。

ウ 受託者は、イにより再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(2) 権利の帰属等

ア 著作権は、全て県に帰属するものとする。

イ 県は、本業務により制作された成果物及び資料の使用を可能とする。

ウ 受託者は、県の承諾なしに委託業務により制作された成果物を他に流用してはならない。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む。）を履行するうえで、他人の著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

6 その他

(1) 委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して定める。

(2) 委託業務の履行のため、県が所持している資料等は必要に応じて提供するものとする。ただし、委託業務以外の目的への使用や第三者への提供はできないものとする。

(3) 本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、受託者と協議して定める。